

学生・西区連携まちづくり活動補助金 協力団体募集要領

1. 募集内容

学生と一緒に地域社会への貢献や、地域課題の解決を目的とする活動に取り組んでいただける企業・団体を募集します。

募集する団体には、主に以下の内容をご協力いただきます。

- (1) 実施する活動内容の打合せ
 - ・効果的で実現可能な活動となるように、学生と調整
 - ・活動背景を知るために必要な説明や、地域の案内
- (2) 活動場所・機会の提供
 - ・活動に必要な場所・物資等について、可能な範囲での提供

なお、活動主体は学生であり、区の補助金を活用して取り組みます。

2. 募集する団体

学生との活動に興味のある西区内の企業・団体

(例)

- ・SDGs またはCSRに関連する活動に取り組みたいが、企画や実施の余裕がなく学生の力を借りたい
- ・地域課題の解決方法について、学生意見を参考にしたい
- ・現在の取り組みを、学生の力で更に活性化させたい

3. 応募資格

協力団体の対象となる者は、次の各号をすべて満たす団体です。

- (1) 西区内に本店または支店を有する企業・個人事業主、または西区内を拠点に継続的に活動を行っている団体
- (2) 政党・その他政治団体等の政治活動、布教その他宗教上の活動を目的としない団体
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない団体
- (4) 国税（法人税および消費税）及び地方税を滞納がなく、各種法令に違反していない団体

4. 応募にかかる必要事項

学生と取り組みたい内容について、下記事項を申込書に記載のうえご応募ください。ただし、活動主体は学生であるため詳細な活動内容については、協力団体と協議しながら学生が提案し実施します。

(1) 学生と取り組みたいテーマ

学生と協力して取り組みたいテーマについて記載してください。魅力発信については発信したい事項を、課題解決については課題を具体的に記載してください。なお、企業の商品 PR など、営利を主目的とした活動は対象外です。

例) 休耕地を活用した取り組み
企業・団体の取り組みや区産品の PR
規格外の農産物の利活用
防災意識の向上 など

(2) 希望する活動

学生が活動計画を立案するうえでの参考としますので、現在想定している具体的な活動について記載してください。ただし、学生の計画内容によっては、希望に沿えない場合があります。

例) イベントの企画・実施
商品開発、販路拡大
広報物の検討・制作
スキーム、システムの構築

(3) その他

無償で提供可能な活動場所、活動協力が困難な時期（繁忙期）など、学生に伝えておきたい事項があれば記載してください。

5. 応募方法

募集期間内に提出書類を西区役所地域協働課までメールで提出

募集期間：2024年1月10日（水）～2月13日（火）

提出書類：協力団体申込書（別紙1）

提出先：西区総務部地域協働課 west@office.city.kobe.lg.jp

6. 全体スケジュール

2024年

1月10日	～	2月13日	協力団体募集
2月14日	～	3月下旬	協力団体ヒアリング（必要により）
4月上旬	～	5月下旬	学生募集（学生・西区連携まちづくり活動補助金）
6月上旬	～	6月中旬	学生からの提案内容の審査・補助団体決定
6月中旬	～		活動開始（2025年2月末までに完了）

7. 応募にあたっての留意事項

- (1) 本応募にて申込みいただいたテーマ毎に、学生を募集します。学生からの申込み状況によっては、学生と活動出来ない場合があります。
- (2) 「学生・西区連携まちづくり活動補助金」は、学生の主体的な活動に対する補助制度であるため、アルバイトやボランティアのように学生に労働を指示することは出来ません。
- (3) 活動に必要な調整は、学生と協力団体で直接行ってください。
- (4) 活動に係る経費は原則として学生が負担しますが、協力団体が所有する施設の利用料や、団体構成員の人件費については、協力団体が負担してください。
- (5) 「学生・西区連携まちづくり活動補助金」は2024年度予算が成立したうえで実施するものです。